

保険・年金 フォーカス

EUソルベンシーⅡにおけるLTG措置 等の適用状況とその影響(4) —EIOPAの2019年報告書の概要報告—

常務取締役 保険研究部 研究理事

ヘルスケアリサーチセンター長 中村 亮一

TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

[前回のレポート](#)では、EIOPA（欧州保険年金監督局）が2019年12月17日に公表した「長期保証措置と株式リスク措置に関する報告書 2019（Report on long-term guarantees measures and measures on equity risk 2019）」¹の第3のセクションから、VA（ボラティリティ調整）の適用状況について、その国別の適用状況やSCR（Solvency Capital Requirement：ソルベンシー資本要件）比率への影響等を報告した。

今回のレポートは、EIOPAの報告書の第3のセクションから、TRFR（リスクフリー金利に関する移行措置）とTP（技術的準備金に関する移行措置）という移行措置、DBER（デュレーションベースの株式リスクサブモジュール）とED（株式リスクチャージの対称調整メカニズム）という株式リスク措置及びERP（ソルベンシー資本要件に準拠しない場合の回復期間の延長）の適用状況について、その国別の適用会社数やSCR比率への影響等を報告する²³。

2—措置毎の国別の適用状況（適用会社及びSCR比率への影響等）—TRFR及びTTP—

この章では、TRFR（リスクフリー金利に関する移行措置）とTTP（技術的準備金に関する移行措置）という移行措置の適用状況について、その国別の適用会社数やSCR比率への影響等を報告する。

1 | TRFR（リスクフリー金利に関する移行措置）

¹ News

<https://eiopa.europa.eu/Pages/News/EIOPA-publishes-its-fourth-annual-analysis-on-the-use-and-impact-of-long-term-guarantees-measures-and-measures-on-er-risk.aspx>
報告書

<https://eiopa.europa.eu/Publications/Reports/LTG%20Report%202019.pdf>

² 前回のレポートで述べたように、以下の図表及び図表の数値は、特に断りが無い限り、EIOPAの「長期保証措置と株式リスクに対する措置に関する報告書 2019」からの抜粋によるものであり、必要に応じて、筆者による分析数値を加えたり、表の項目の順番を変更する等の修正を行っている。

³ LTG措置や株式リスク措置の具体的説明については、「[EUソルベンシーⅡにおけるLTG措置等の適用状況とその影響\(1\) —EIOPAの2019年報告書の概要報告—](#)」を参照していただきたい。

(1)適用会社

TRFRは4カ国(ドイツ、ギリシャ、アイルランド、英国)からの6社が適用している。前回の報告書に比べてフランスからの1社が減少している。

全てが生命保険会社又は生損保兼営会社である。

なお、グループで見れば、ドイツとオランダと英国の3つのグループとなっている。

TRFRの国別適用状況(会社及びグループ数)

	生命保険会社	生損保兼営会社	単体合計	グループ
ドイツ	1	0	1	1
ギリシャ	1	2	3	0
アイルランド	1	0	1	0
オランダ	0	0	0	1
英国	1	0	1	1
EEA	4	2	6	3

TRFRを用いた3つの会社の市場シェアの合計が国内市場の23%であるギリシャを除いて、TRFRを用いた会社の技術的準備金における市場シェアは、EEA(欧州経済地域)と各国レベルの両方で無視できるレベルである。

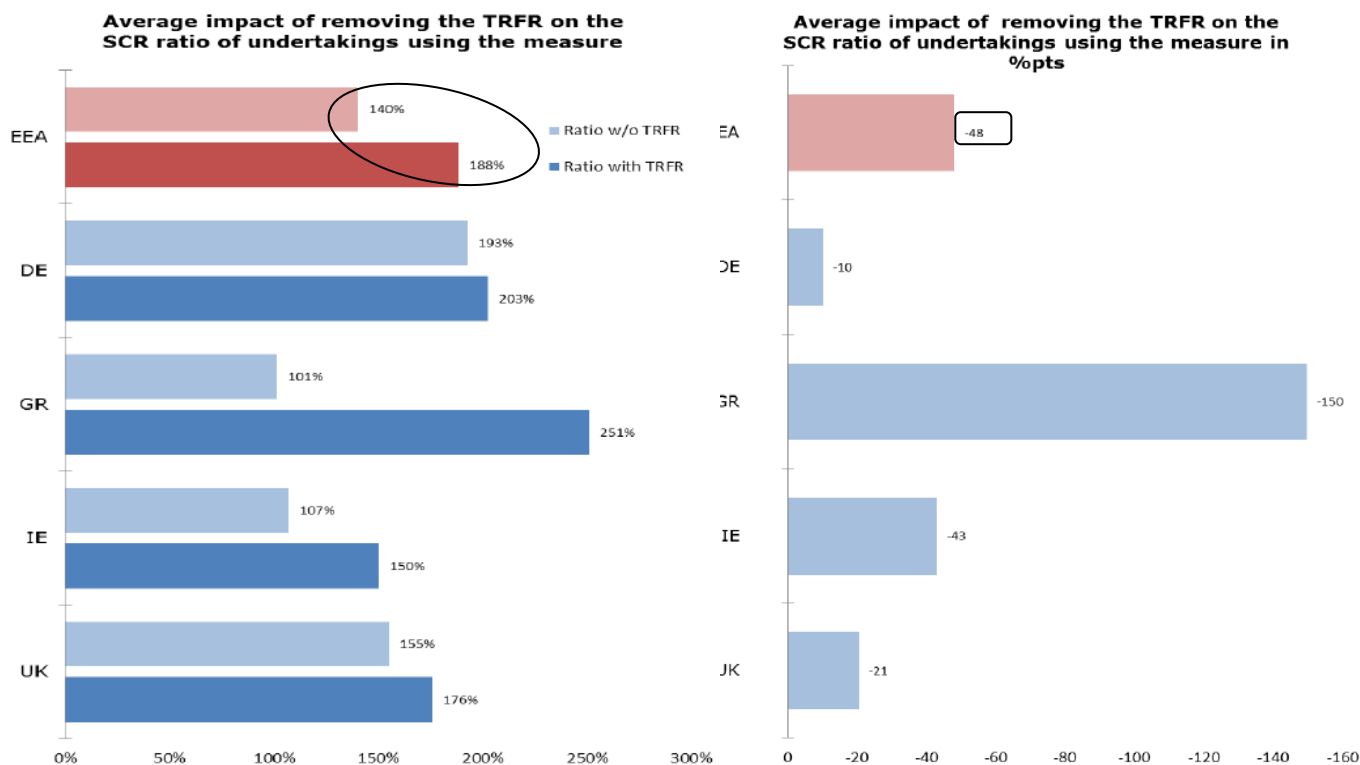
また、TRFRとVA(ボラティリティ調整)を同じ負債に同時に適用することができるが、TRFRを適用する6社のうち、5社はVAも適用している。

(2)SCR 比率への影響

TRFRの非適用により、適用会社全体の平均SCR比率は188%から140%に48%ポイント低下する。

適用会社のSCR比率の分母のSCRは平均11%増加し、分子の適格自己資本は平均18%減少する。

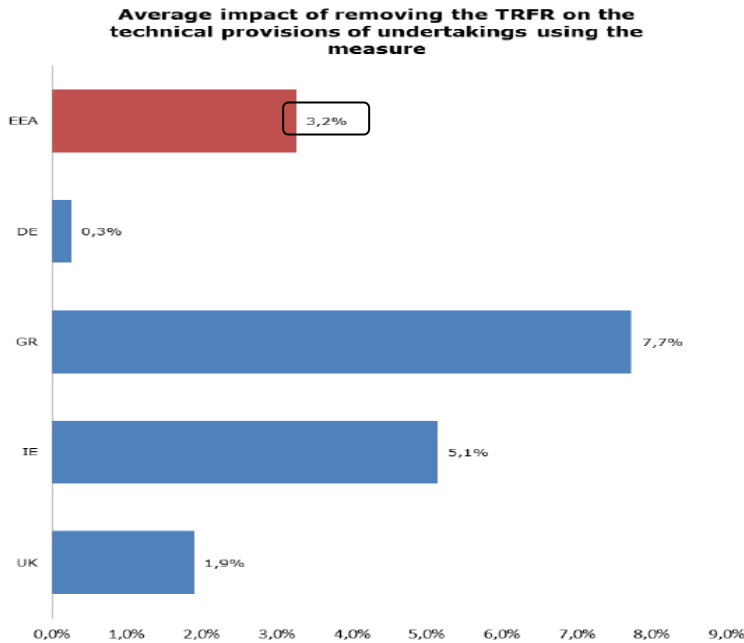
図表 TRFR 非適用の SCR 比率への影響(措置適用会社)



(3)技術的準備金への影響

TRFR の非適用により、適用会社の技術的準備金は 3.2%増加する。

図表 TRFR 非適用の技術的準備金への影響(措置適用会社)



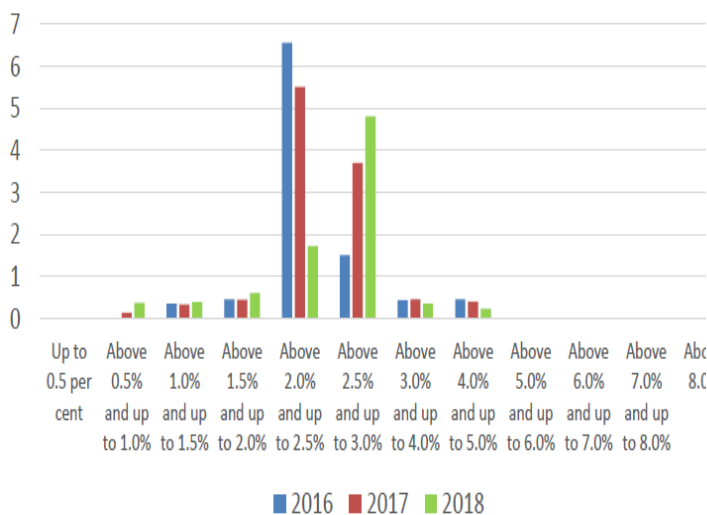
(4)TRFR に関する追加情報

TRFRによるリスクフリー金利に対する平均調整は、2016年の約1.6%、2017年の約1.2%に対して、2018年は約1.1%であった。

保証レベル帯域別の最良推定値やデュレーションの分布は、以下の図表の通りとなっている。保証レベルが2%から3%の帯域での最良推定値の金額が顕著に高くなっている。また、最近の保証利率水準の引き下げ動向を反映して、一般的には保証レベルが低い帯域ほどデュレーションがより長くなっている傾向がある。

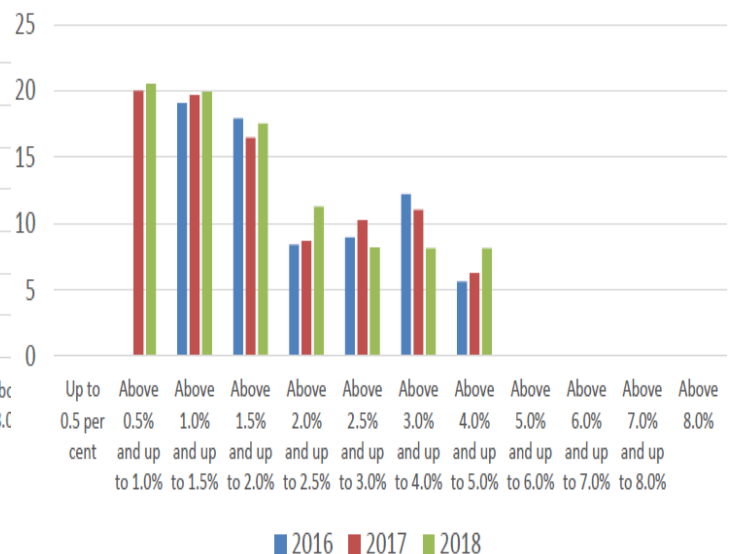
図表 保証レベル帯域別の最良推定値の分布

TRFR: Distribution of Best Estimate in bands of guarantee level (in bn. Euro)



図表 保証レベル帯域別のデュレーションの分布

TRFR: Distribution of duration in bands of guarantee level



2 | TTP (技術的準備金に関する移行措置)

(1)適用会社

TTPは11カ国からの159社が適用している。なお、前回の2018年の報告書では11カ国からの162社が適用していたので、EEA全体としては3社が減少しただけで大きな変化は見られなかった。ただし、11カ国の内訳では、イタリアが新たに加わって、リヒテンシュタインの適用会社がなくなっている。また、前年に4社増加していたフランスで新たに3社増加した。

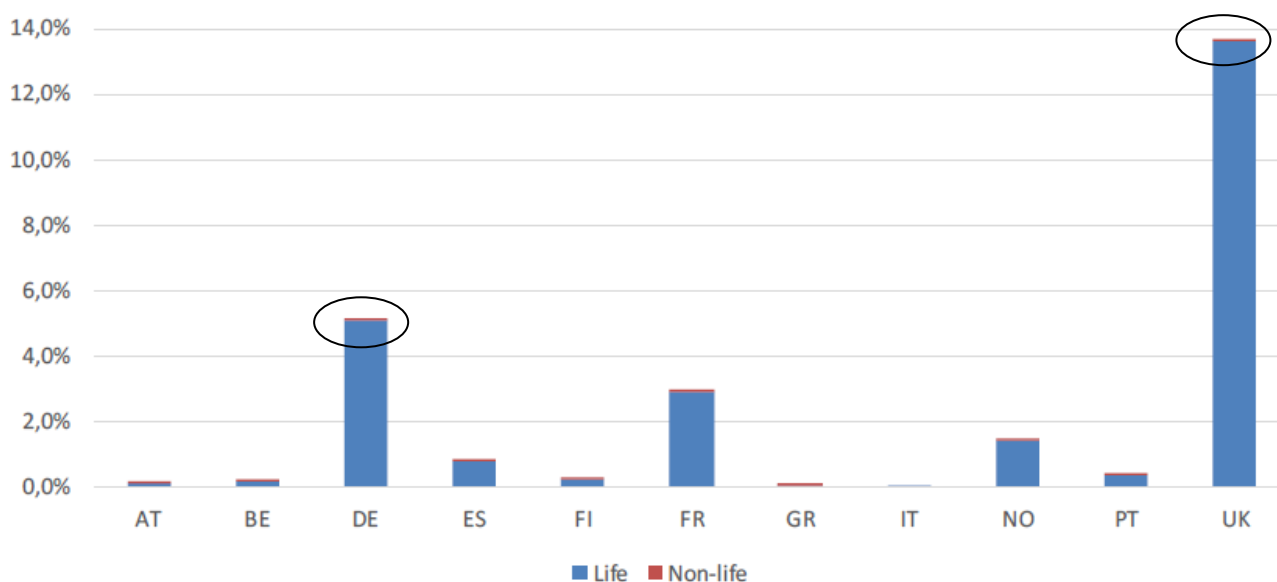
国別では、ドイツが58社で最も多く、次が英国の26社、フランスとスペインが20社となっている。

TTPの国別適用状況(会社数)

	生命保険会社	損害保険会社	生損保 兼営会社	再保険会社	合計	合計 (前年度)	前回からの 変化
オーストリア	0	0	4	0	5	5	0
ベルギー	1	0	1	0	1	1	0
ドイツ	56	2	0	0	58	58	0
スペイン	5	1	14	0	20	23	-3
フィンランド	2	2	2	0	6	7	-1
フランス	9	0	11	0	20	17	3
ギリシャ	0	0	1	0	1	1	0
イタリア	1	0	0	0	1	0	1
リヒテンシュタイン	0	0	0	0	0	1	-1
ノルウェー	2	0	4	0	6	6	0
ポルトガル	7	5	3	0	15	16	-1
英国	22	0	3	1	26	27	-1
EEA	105	10	43	1	159	162	-3

EEA全体では、技術的準備金の25%に対して、TTPが適用されているが、国別では英国が約14%、ドイツが約5%を占めている。

図表 TTPを適用している会社の技術的準備金のEEA市場シェア



TTPとMA(マッチング調整)やVAとの併用会社の状況については、それぞれ前々回及び前回のレポートのMA、VAの項目で報告したが、TTPとMAを併用している会社は27社で技術的準備金のシェアは

15%、TTPとVAを併用している会社は123社で技術的準備金のシェアは18%となっている。

なお、TTPを適用しているEEAグループは80グループとなっている。

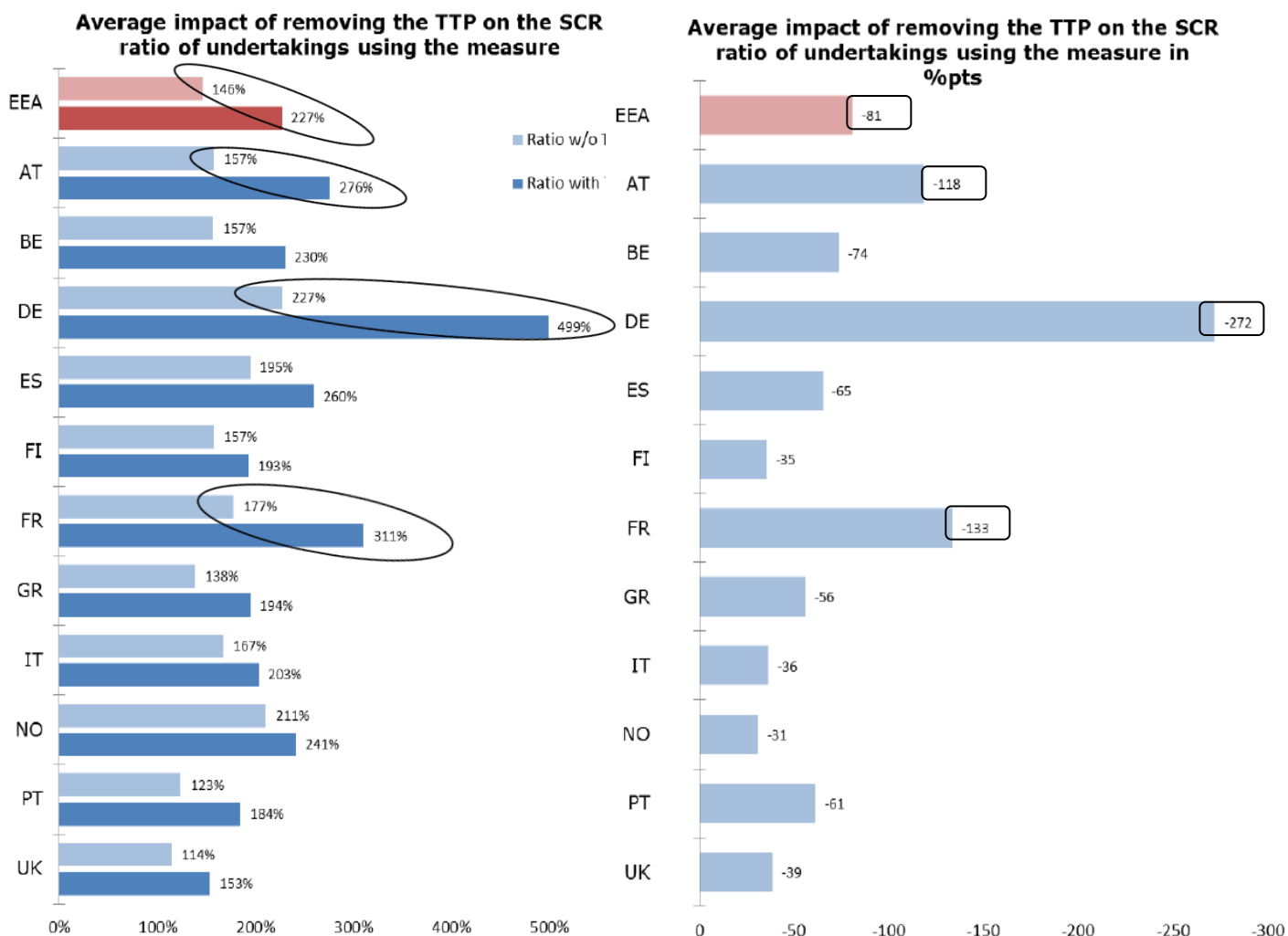
(2)SCR 比率への影響

TTPを適用しなかった場合のSCR比率の影響については、以下の図表の通りである。

TTPを適用しているEEAの会社全体では227%から146%に81%ポイント低下する。

国別では、ドイツでは499%から227%に272%ポイント低下し、フランスでは311%から177%に133%ポイント低下し、オーストリアでは276%から157%に118%ポイント低下しており、これらの国々における影響の大きさが明らかになっている。

図表 TTP適用によるSCR比率への影響



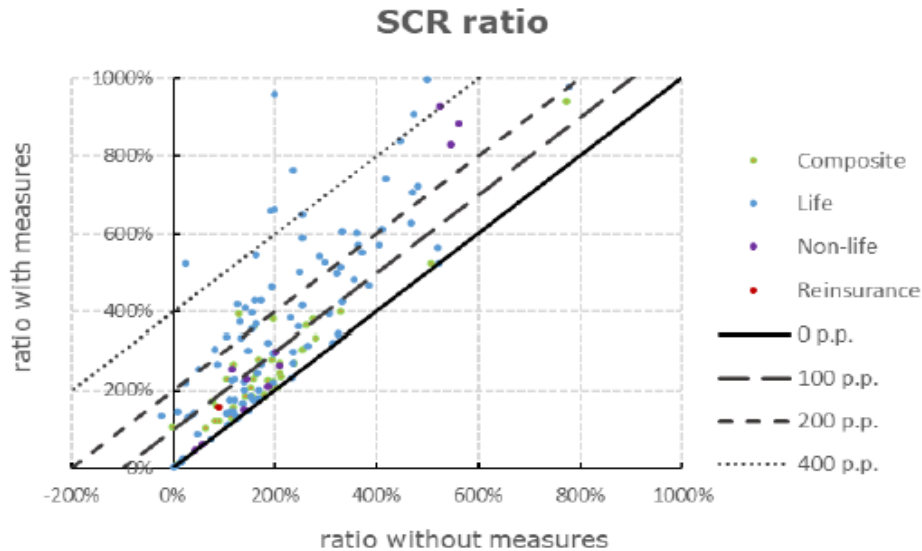
なお、SCR比率の分母と分子に当たるSCRと適格自己資本へのTTPの非適用による影響は逆方向となっており、TTPの非適用により、EEA全体では、SCRは5.5%増加し、適格自己資本は32.1%減少する。

国別では、ドイツにおいて、SCRが11.5%増加し、適格自己資本が49.3%減少し、フランスにおいては、SCRが10.1%増加し、適格自己資本が37.1%減少し、オーストリアにおいては、SCRが13.8%増加し、適格自己資本が35.1%減少し、加盟国の中では最大規模の影響度となっている。

次ページの図表が、TTP を適用している会社の SCR 比率の適用前後の状況を示している。

TTP を適用している会社の 52%の絶対的な影響は 0%から 100%ポイントの範囲内となっている。また、19%の会社が TTP を適用しない場合、SCR 比率が 100%未満となる。さらに、1%の会社が、TTP を適用しない場合、適格自己資本がマイナスになる。

なお、生命保険会社と損害保険会社及び生損保兼営会社の間で、影響度に明確な差異は見られない。



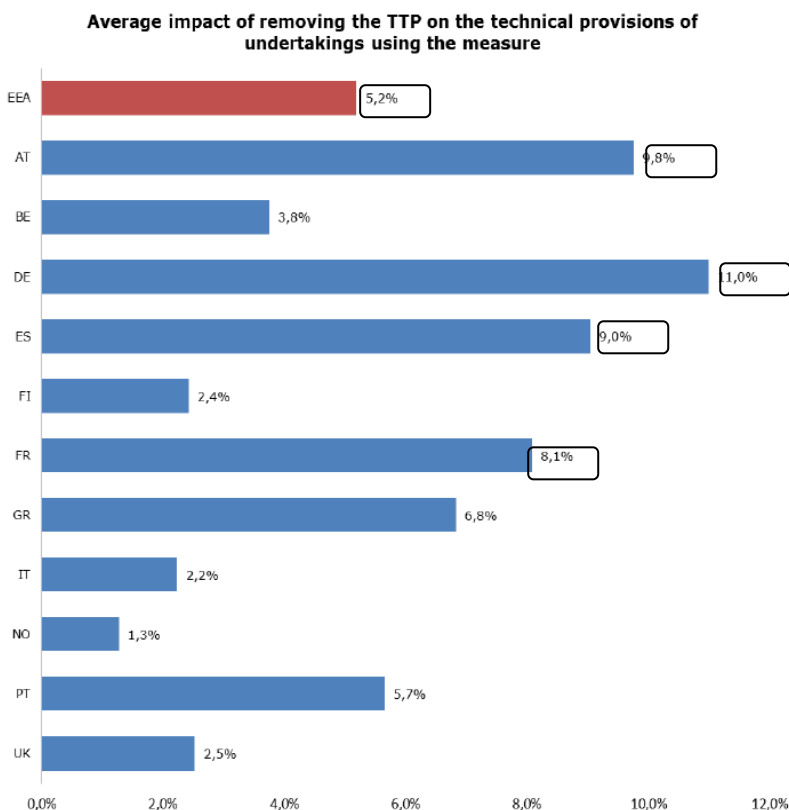
(3)技術的準備金への影響

TTP を適用しなかった場合の適用会社の技術的準備金への影響は、以下の図表の通りである。

EEA 全体では、適用会社の技術的準備金は 5.2%増加する。

国別では、ドイツの適用会社が 11.0%と最も大きな影響を受け、オーストリアが 9.8%、スペインが 9.0%、フランスが 8.1%と続いている。

図表 TTP 適用による技術的準備金への影響

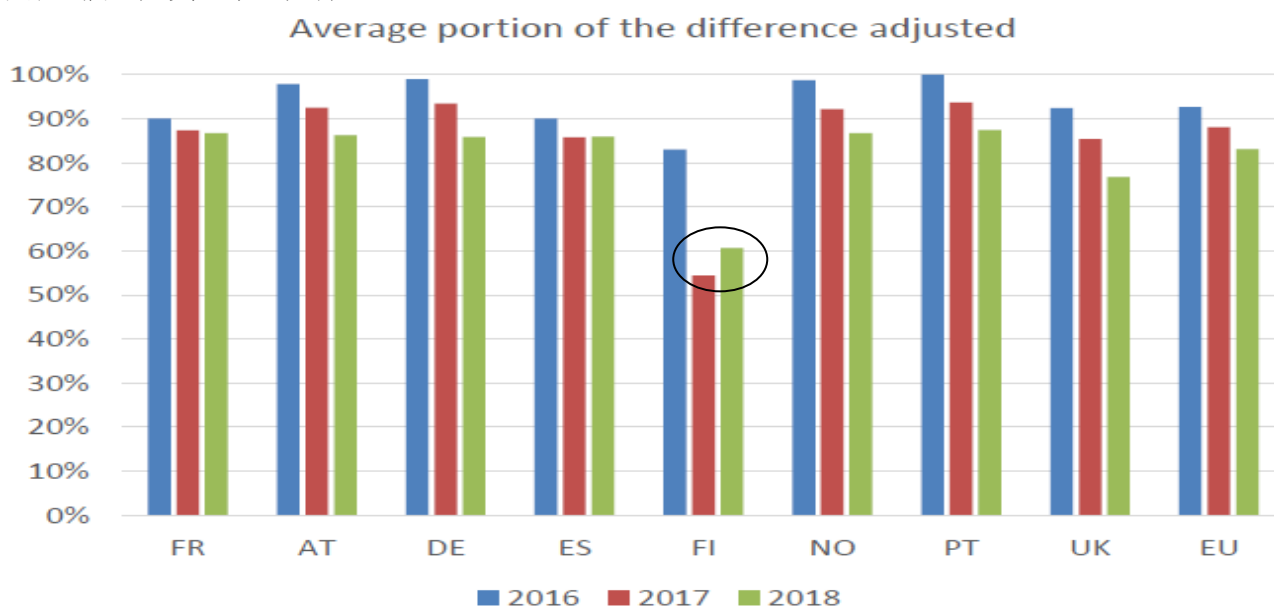


(4)TTP に関する追加情報

TTPが適用できる調整の最大部分は、移行期間の16年間で直線的に(毎年6.25%ずつ)減少する。適用可能な最大額は、2016年末100%、2017年末93.75%であったが、2018年末は87.50%であった。2018年には、2017年の43社と比較して、56社が最大額よりも低い割合を適用した。TTPを適用した会社に適用された平均割合は、2016年は93%、2017年は88%であったが、2018年は83%であった。

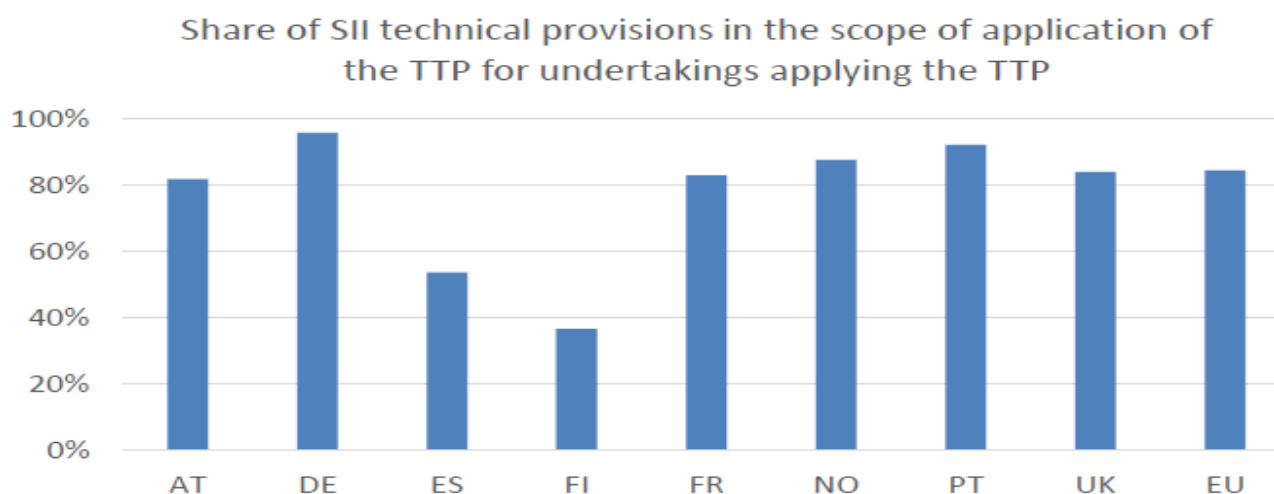
次の図表は、ソルベンシーIIの技術的準備金に適用されている調整割合の各国間の違いの概要を示している。2018年においては、フィンランドでの調整割合が相対的に低くなっている。

図表 調整差異の平均割合



会社によって提供された数値はまた、TTPの範囲内にあるソルベンシーII技術的準備金の割合の評価を可能にしている。その目的のために、調整が適用されるソルベンシーII技術的準備金は、各会社の合計技術的準備金と比較することができる。2018年については、TTPを適用する会社の技術的準備金の84%が移行措置の適用の範囲内にある。ただし、結果は国によって異なっている。

図表 TTP 適用会社の TTP 適用範囲のソルベンシーII技術的準備金の割合



3 | TTP や TRFR への依存度

TTP 又は TRFR を適用する会社及び PIP(phasing-in plan:段階的導入計画)の提出を求められた会社の国別内訳は、以下の図表の通りである。

TTP 又は TRFR を適用する会社は 165 社あり、このうちの 48 社が 2018 年のある時点で SCR 全額をカバーするために TTP 又は TRFR の適用に依存しなければならなかったため、2018 年に PIP を提出しなければならなかった。ただし、2018 年末時点で、これらの会社のいくつかは SCR を遵守するために TTP 又は TRFR に既に依存していなかった。2017 年には、51 社が PIP を提出することを要求されていたので、2018 年には、SCR への遵守の回復により、3 社減少している。

TTP又はTRFRを適用する会社数及びPIPを要請されている会社数

	TTP/TRFRを適用している会社数	PIPが要請されている会社数	同左 (前年度)
オーストリア	5	0	0
ベルギー	1	0	0
ドイツ	59	26	26
スペイン	20	7	8
フィンランド	6	0	0
フランス	20	1	1
ギリシャ	4	1	1
イタリア	1	0	0
ノルウェー	6	0	0
ポルトガル	15	5	5
英国	27	8	10
アイルランド	1	0	0
EEA	165	48	51

(1)段階的導入計画の見直し

2018 年に初めて PIP の提出を求められた会社はなかった。

2 つの管轄区域における 3 社は、2017 年に PIP の提出を求められたが、2018 年には 100%の SCR カバレッジの回復により、2018 年にはもはや PIP の提出を求められなかった。これらの 3 社のうちの 1 社は、SCR への遵守回復により措置の適用を停止した。

(2)PIP の更新

会社は、監督当局の要求又は会社自身の主導で、4 つの管轄区域で既存の計画を修正した。修正は主に、段階的導入や事業予測の更新の結果である。ある会社は監督当局の要請を受け、PIP に「留保利益」措置を導入した。もう一つの会社では、当初の計画で使われていた前提、特に費用について、より現実的になるように修正した。

(3)進捗報告書の確認

SCR を完全にカバーするために移行措置に依存している会社は、進捗報告書を年 1 回提出することが期待されている。NSAs (National Supervisory Authorities : 各国監督当局) は一般的に、進捗報告書は十分であり、移行措置無しで SCR を遵守することに向けての会社の進捗状況を説明していると報告した。

殆どの場合、会社は移行措置無しで SCR を遵守することにおいて継続的な進歩を示していた、と

された。しかしながら、ある NSA は、これらの措置を講じなかった場合の SCR 比率の低下に気付いている。これは、経営行動の進捗の遅れによるものではなく、主に投資市場の好ましくない変化と、保有ポートフォリオの想定よりも悪い進展によるものである。また、進捗報告の見直しにより、PIP の更新に至ったことに言及した。

(4)NSAs の見解

2017 年と同様に、NSAs は一般的に、会社が移行措置への依存を 2032 年 1 月 1 日までに減らすことができると確信している。PIP の会社によって計画された措置は、低金利環境下での会社のソルベンシーポジションを強化するために既に効果的な貢献をしていると報告された。しかし、それは状況が移行期のまだ非常に初期の段階にあることにも留意した。

次の図表は、2018 年末現在の移行措置無しでは SCR を遵守していない会社数の概要を示している。また、2016 年 12 月 31 日、2017 年 12 月 31 日及び 2018 年 12 月 31 日において、移行措置無しで SCR を遵守するための適格自己資本の不足額を示している。

TTPやTRFRの移行措置を適用しなかった場合の影響

	移行措置無しでSCR要件を満たせない会社			左記会社の要件遵守のための必要適格資本(十億ユーロ)		
	2016年 12月31日	2017年 12月31日	2018年 12月31日	2016年 12月31日	2017年 12月31日	2018年 12月31日
フランス	1	1	0	0.13	0.06	0
ドイツ	13	8	6	1.59	0.53	0.39
スペイン	3	2	2	0.23	0.14	0.13
ギリシャ	2	1	1	0.06	0.04	0.06
ノルウェー	1	0	0	0.01	0	0
ポルトガル	10	6	4	0.76	0.33	0.03
英国	13	9	8	6.12	5.71	3.71
合計	43	27	21	8.9	6.82	4.32

前年と比較すると、EEA レベルでの移行措置無しで SCR を遵守していない会社の総数は 6 社減少し、2017 年末の 27 社から 2018 年末には 21 社となった。移行措置無しで SCR を遵守するための適格自己資本の不足額は、2017 年末の 68.2 億ユーロから 2018 年末の 43.2 億ユーロに 25 億ユーロ減少したが、英国がこの額の 86%を占めた。

(5)NSAs によって取られる（ことが想定されている）監督措置

NSAs は、SCR を遵守するために移行措置に依存している会社に対して取った措置や取ることを想定している措置についての報告を求められ、以下のような様々なアプローチを報告している。

- 会社のリスクを評価する際に、TTP の適用有無の両方のケースの会社のソルベンシーポジションを検討する。
- 2つの NSAs は、作業計画の作成時に移行措置の影響が無い会社のリスクの水準を測定し、特に SCR を完全にカバーするために移行措置に依存している場合に、TTP 又は TRFR を適用している会社のレビューを優先する。
- NSAs は、会社が、リスクを測定し、リスク選好度を定義するために適切な指標（即ち、移行措置無しで）を適用し、その戦略において、移行措置の適用を通じてのみ SCR を遵守するという事実を考慮し、ソルベンシー問題に関して AMSB（管理・経営・監督機関）に明確で関連性のある情報

- を提示し、SFCR（ソルベンシー財務状況報告書）に関連情報を提供する、ことを期待している。
- ある NSA は、将来のソルベンシー状況を危険にさらす可能性があると考えられる場合、配当支払に同意しない。
 - ある NSA は、移行措置に依存している会社数と SCR を遵守するために移行措置が必要とされる程度を定期的に市場に明示的に通知している。
 - 2つの NSAs が、移行措置の適用に関する期待を定める監督声明を伝達した。1つの NSA は、会社は、資本分配と TTP ランオフを許可した後、一定の運用条件の下で資本ポジションが持続可能であることを実証できるはずであるという期待を含めている。
 - ある NSA は、SCR を遵守するための技術的準備金に関する移行措置に応じて、会社に関する立入検査を行った。
 - ある NSA は、措置を適用している全ての会社に対して、TTP 控除の再計算を要求した。
- NSAs は一般的に、会社が PIP に取り組んでいる手段を実施することを期待し、進捗報告書をレビューして移行期間中の進捗状況を監視すると報告した。必要に応じて、会社の代表者との詳細な議論のための規制会議が設けられる。NSAs は、PIP 又は進捗報告書が不十分であり、この不十分さが修正計画によって修正されない場合、移行措置の取消が考慮されると報告した。

3—措置毎の国別の適用状況(適用会社及び SCR 比率への影響等)—DBER 及び ED—

この章では、DBER(デュレーションベースの株式リスクサブモジュール) と ED(株式リスクチャージの対称調整メカニズム) という株式リスク措置の適用状況について報告する。

1 | DBER(デュレーションベースの株式リスクサブモジュール)

2018年12月31日時点においては、フランスの会社1社のみが適用しており、これは2017年と同様である。

当該会社の SFCR によれば、DBER を非適用にすることで SCR 比率は DBER 有り（ただし、TTP 及び VA 適用無し）の 170%から 150%へ 20%ポイント低下する。

なお、2017年の報告書では、11カ国（チェコ、デンマーク、フィンランド、ドイツ、アイスランド、リトアニア、ラトビア、オランダ、ポーランド、スロバキア、ブルガリア）で、DBER は国内法で規定されておらず、残りの国々では、以下の理由から DBER が適用されていない、としていた。

- ①国内市場の商品がソルベンシー II 指令の第 304 条の基準を満たしていない。
- ②会社が年金市場であまりアクティブでない。
- ③このサブモジュールへの必要性や関心が無い。
- ④ソルベンシー II 指令第 308 条 b(13)の株式移行措置⁴のため、DBER を適用するインセンティブが今のところない。ただし、移行措置の段階的消滅の過程でより多くの適用があるかもしれない。

2 | ED (又は SA) (株式リスクチャージの対称調整メカニズム)

2019年の報告書においては、SA が会社の財務状況に与える影響に関する会社への情報要求はなか

⁴ 2016年1月1日以前に購入した株式についての移行措置

った。代わりに、SCR に対する SA の財務的影響は QRT（定量的報告テンプレート）データを使用して決定された。具体的には、株式の種類別エクスポージャー（タイプ1 株式、タイプ2 株式等）を用いて算出している。そして、SCR 全体は基礎となる前提に基づいて集約されている。例えば、対称調整を削除する際に、リスク軽減手法の影響は考慮されていない。

2018 年 12 月 31 日の SA は▲6.34%であったため、SA をゼロに設定すると、SCR の計算に適用される株式エクスポージャーへのストレスが増加する。EEA レベルでは、SCR に対する SA 非適用の平均的な影響は 4%増加する。

4—措置毎の国別の適用状況(適用会社及び SCR 比率への影響等)—ERP—

この章では、ERP(ソルベンシー資本要件に準拠しない場合の回復期間の延長)の適用状況について報告する。

回復期間の延長は、NSAs からの要請に基づいて、EIOPA が「例外的に不利な状況 (an exceptional adverse situation)」を宣言した時に適用されるが、これまでのところ EIOPA はそのような要請を受けていない。

以下の図表は、2018 年 12 月 31 日に SCR に違反した（適用された全ての LTG 措置及び株式措置を考慮した）会社数の推移及びその国別の内訳を示している。図表に記載されていない国では、全ての会社が SCR を満たしている。

これによれば、SCR に違反した会社の総数は、2017 年 12 月 31 日の 25 社から 2018 年 12 月 31 日の 17 社に 8 社減少した。17 社の内訳は、損害保険会社が 11 社、生命保険会社が 2 社、生損保兼営会社が 1 社、再保険会社が 3 社となっている。

SCR要件を満たしていない会社数とその市場シェア(2018年ベース)

	SCR要件を満たしていない会社数	損害保険収入保険料における市場シェア	生命保険技術的準備金における市場シェア
キプロス	2	9.99%	2.54%
デンマーク	1	3.68%	0.00%
スペイン	1	0.03%	0.00%
アイルランド	1	0.00%	0.10%
リヒテンシュタイン	1	0.00%	0.00%
ルクセンブルグ	2	0.00%	0.00%
オランダ	1	0.00%	0.34%
英国	8	0.09%	0.00%
EEA	17	0.10%	0.02%

5—まとめ

以上、今回のレポートでは、EIOPA の報告書の第 3 のセクションから、TRFR と TTP という移行措置、DBER と ED(又は SA)という株式リスク措置及び ERP の適用状況について、その国別の適用会社数や SCR 比率への影響等を報告してきた。

TTP については、主要国の保険会社が適用しているが、特に英国やドイツで、SCR の遵守の上で大きな意味合いを有するものとなっている。また、今回の報告書では、SCR 全額をカバーするために

TTP や TRFR という移行措置を適用している会社に対する PIP に関する状況や、それを受けての NSAs のレビューや監督措置等が明らかにされている。移行措置適用の収束に向けて、今後各保険会社がどのような対策を図り、それに対して各国監督当局がどのように対応していくのかは大変興味深い。

次回の 5 回目のレポートでは、報告書の第 2 のセクションに記載されている、全体的な観点から見た場合の、LTG 措置や株式リスク措置が、保険契約者保護、保険会社の投資に与える影響について報告する。

以 上